

安全管理対策指針

グリーンヒル千代田

(令和3年5月)

安全管理対策指針

(令和3年5月1日)

1. 【グリーンヒル千代田における介護事故の防止に関する基本的方針】

当施設では、事故発生防止のため常に改善を行い、安全かつ適切な介護保険サービスを提供することを目標に事故の発生防止に努めます。そのために必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供でもって、組織全体で介護事故防止に取り組みます。また、事故が発生した場合には速やかに適切な対応が行えるよう、全職員で介護事故対応法の研鑽に取り組み、事故を未然に防ぐために必要な予見知識の習得に努めます。

2. 【介護事故防止のための委員会、その他施設内の組織】

①安全管理委員会の設置

ア) 設置の目的：施設内での事故を未然に防止するとともに、行動の抑制や拘束に限らず、より安全な事故防止活動に取り組みます。また、起こった事故に対してはその後の対応が速やかに行われ、利用者により良い対応が提供できることを目的とし、安全管理体制を施設全体で取り組んでいきます。

イ) 会務：事故データの月ごとの検討及び年間の集計と分析等、事故のレベル・場所・時間帯などを集約し、事故が多く起きている場所や時間帯を集計し、その

結果を報告します。また、対策の立案を行い各部署への周知を行います。

3. 【構成員】

施設長 看護職員 介護職員 栄養士（調理職員）介護支援専門員

4. 【開催日】

毎月第4火曜日 14時15分～15時

介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行い、又重大な事故が発生した場合など必要な際は随時委員会を開催します。

5. 【介護事故防止のための職員研修に関する基本方針】

当施設では、介護事故発生の防止等に取り組むにあたり安全管理委員会を中心として、リスクマネジメントに関する職員への教育・研修を計画的に行います。

- ア) 新規採用職員には、「事故発生の防止」の研修を実施。
- イ) 内部研修での定期的な教育（年2回以上研修実施）
- ウ) 研修プログラムの作成（介護事故防止の基礎知識・現場に即した事故を想定した内容等）

6. 【介護事故等の報告方法及び介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針】

- ア) 情報収集のため、ヒヤリハット報告書及び事故報告書を作成し、報告システムを

確立します。

イ) ヒヤリハット報告書・事故報告書を全員で共有することで、事故の再発防止（対策）に有効に活用していきます。また、改善結果を安全管理委員会で報告し、必要な場合は取り組みの再改善を行います。

ウ) 安全管理委員会での協議事項は、会議録に残し全員で共有していきます。

エ) 分析によって導きだされた改善策については、全職員に周知・徹底を図ります。

7. 【介護事故等発生時の対応に関する基本方針】

介護事故が発生した場合には、下記の通り速やかに対応を取ります。

① 当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の安全確保を優先的として行動します。関係部署及び家族等に速やかに連絡し必要な措置を行います。状況により医療機関への受診等が必要な場合は迅速にその手続きを行います。

② 事故状況の把握

事故状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」で速やかに報告します。報告の際には状況が分かるよう、事実のみを記載するようにします。

③ 関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡に基づき、ご家族・担当ケアマネジャー（短期入所の利用者の場合）必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告します。

④ 損害賠償

事故の状況により、賠償等の必要が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

付則

この規定は、令和3年5月1日より施行する。

この規定は、令和3年7月1日より施行する。